# 「神奈川県透析医会」会則

#### 第1条 名称及び事務局

本会の名称を「神奈川県透析医会」と称する。事務局を本会会長施設または理事会が定める場所に置く。

〒210-0024 神奈川県川崎市川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング 社会医療法人財団 石心会 川崎クリニック 電話 044-211-6500

#### 第2条目的

本会は、透析療法の向上発展に努め、地域の透析治療に貢献し、併せて会員相互の福祉と親睦を図ることを目的とする。

#### 第3条事業

本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1. 透析療法の研究、教育及び普及に関する事業
- 2. メディカルスタッフの育成に関する事業
- 3. 災害時における透析医療の確保に関する事業
- 4. 保険医療の適正化に関する事業
- 5. 公益社団法人日本透析医会及び関係諸団体との連携に関する事業
- 6. その他本会の目的達成に必要な事業

#### 第4条 会 員

会員は本会の目的に賛同し、神奈川県内に居住、あるいは透析医療に従事する医師を正会員とする。また、本会の目的達成のために本会が指名するメディカルスタッフを特別会員とする。

# 第5条役員

1. 本会の目的を円滑に遂行するために下記の役員を置く。

会長1名副会長若干名理事若干名監事2名以内

- 2. 役員は原則として、公益社団法人日本透析医会会員とする。
- 3. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4. 理事及び監事は総会において正会員から選出する。 会長及び副会長は理事会において互選により選出し総会で承認を得る。

## 第6条 役員の職務

- 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。
- 3. 理事は理事会を構成し、会務を分担する。
- 4. 監事は本会の会務及び経理を監査する。

#### 第7条顧問

- 1. 本会に顧問を置くことができる。
- 2. 顧問は総会、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3. 顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第8条総 会

本会の総会は定期総会、臨時総会の二種とする。議事は細則で定める。 定期総会は年1回、臨時総会は理事会が必要と認めた時、 会員の3分の1以上から開催の請求があった時に開催する。

#### 第9条理事会

理事会は会長が必要と認める時、又は理事の3分の1以上から請求があった時招集される。議事は細則で定める。

# 第10条 会 費

本会の正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。入会金は徴収しない。特別会員は会費を徴収しない。

# 第11条 会 計

- 1. 本会の運営に要する費用は、会費、寄付金、その他によって賄うものとする。
- 2. 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日迄とする。
- 3. 監事は、年1回会計監査を行い、総会に報告し承認を得る。

#### 附則

- (1) 本会は2017年11月24日をもって発足とする。
- (2) 本会則は2017年12月1日より施行する。
- (3) 本会則に定めない事項は理事会において協議決定する。
- (4) 本会則は理事会の同意により変更し、総会の承認を得て定める。

#### 細則

#### (1)議事

総会は出席会員数と委任状を提出した会員数が、会員の2分の1以上によって成立する。議決は、出席会員の過半数を以って決する。 理事会は理事の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席理事の過半数を以って決する。

### (2) 年会費

正会員 2000円

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

代表者 神奈川県川崎市川崎区大師駅前 2-7-1-1 宍戸寛治 印